

木づかい空間整備事業実施要領

制定 令和2年3月31日付け元信木利第128号

改正 令和3年3月30日付け2信木利131号

一部改正 令和4年4月14日付け4信木利第8号

(趣旨)

第1 この要領は、木づかい空間整備事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び木材関係事業補助金交付要綱（平成3年7月10日付け3林業第163号。以下「要綱」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 本県の豊富な森林資源を活かし、多くの県民が利用するまちなかの施設等での県産材利用を支援し、モデル性の高い木質空間の整備を促進することにより、県民の県産材利用の意識醸成と県産材の利用拡大を図る。

(定義)

第3 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 民間施設等

民間事業者等が所有又は管理・運営する施設及び公共施設のうち、広く県民に利用されるなど、展示波及効果が期待できる以下に掲げる施設

ア 「オフィスタイプ」：県民が働く場として長時間滞在する施設

イ 「店舗タイプ」：県民の身近にあり、幅広い年齢層に利用される施設

ウ 「公共スペースタイプ」：県民の憩いの場、学びの場となる施設（ただし、国庫補助の対象となる施設整備規模のものを除く。）

(2) 県産材

長野県内の森林から生産された木材

(3) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき、認証を受けた木材製品

(4) 内装工事

既存施設の内装（床、壁、天井、窓枠等。以下同じ。）改修及び新築等における内装整備で、県産材製品を適材適所に活用し、魅力的な木質空間を創出するもの

(5) 木質化

施設の内装工事であって、施設利用者等から見える部分に木材を使用したもの

(6) 調度品

日常生活において用いられる、机、椅子、ベンチ、棚等の家具（小物類は除く。）

(事業主体)

第4 事業主体は、民間施設等を所有又は管理・運営する者とし、次の要件に該当しない者とする。

- (1) 国又は都道府県であること
- (2) 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- (3) 政治的な活動を目的とする団体であること

(補助対象事業)

第5 補助対象とする事業は、県内の民間施設等を対象に行う整備で以下のものとする。

(1) 木質化

民間施設等の木質化を伴う内装工事で、木材使用量の80%以上に信州木材認証製品を使用したもの

(2) 木の調度品設置

民間施設等に木の調度品（主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売されるもの）の設置を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (2) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (3) 宗教的活動に関する事業
- (4) 政治的活動に関する事業
- (5) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費及び補助金額)

第6 補助対象経費は、別表に規定するとおりとする。ただし、他用途への使用が可能な汎用性のある物品の購入経費は除く。

2 補助率は、要綱に規定するとおりとする。ただし、補助金額の上限は下表のとおりとする。

(1) 木質化

| タイプ名 | | 補助金額の上限 |
|--------|--------|------------|
| オフィス | | 2,250,000円 |
| 店舗 | 200㎡未満 | 2,250,000円 |
| | 200㎡以上 | 5,250,000円 |
| 公共スペース | | 2,250,000円 |

(2) 木の調度品設置

600,000円

(流用の禁止)

第7 第5第1項第1号及び第2号の補助金については、それぞれ相互に流用してはならない。

(実施計画)

第8 事業主体は、事業計画書（様式第1号）を作成し、次に掲げる書類を添付の上、事業を行う施設が所在する地域を管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）を経由し、林務部長（以下「部長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業内容が確認できる図面、仕様書等

- (2) 整備しようとする補助対象施設等の設置箇所がわかる位置図
 - (3) 設計書・見積書その他事業費が確認できる書類
 - (4) 木材使用量算出表（計画）
 - (5) その他部長が特に必要と認める書類
- 2 部長は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査するとともに、毎年度の予算措置の状況に応じて事業実施の適否を決定するものとし、その選定結果を別に定める「みんなで支える森林づくり県民会議」に報告するものとする。
- 3 部長は、前項の規定により適否を決定したときは、局長を経由して、その旨を事業主体に通知するとともに、局長に補助金額を内示するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による補助金額の内示があったときは、その旨を事業主体に対し、内示するものとする。

（早期着手）

第9 第8第3項により適当である旨の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は局長から内示があった事業に関し、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手することはできない。

ただし、第8第1項に規定する事業計画書に記載された事業で、局長がやむを得ない事由があると認めた場合にあつては、補助金の交付決定前に補助対象となる事業に着手（以下「早期着手」という。）することができる。

- 2 補助事業者は、早期着手を必要とするときは、早期着手協議書（様式第2号）を局長に提出する。
- 3 局長は、前項の申請があり、やむを得ない事由があると認めるときは、事業費及び補助金額等は、補助金交付の決定のときに変更することがあることを付して同意するものとする。

（交付申請）

第10 補助事業者は、局長から補助金の内示があったときは、要綱第4第1項の規定により、補助金交付申請書を作成し、局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項に規定による申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付決定をし、補助事業者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11 要綱第3第2項に規定する補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、規則、要綱及び要領に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税（長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号））を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。
- (3) 県産材のPRに向けた取組みを実施すること。
- (4) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付すことができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付すことが適当でないときと認められるときは、競争

入札に付さないことができること。

- (5) 局長は、補助事業者が第1号から第4号に掲げる条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(変更)

第12 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更とは、次の各号とする。

(1) 事業実施場所の変更

(2) 補助金額の増額又は30%以上の減額（入札による契約額の確定に基づく現額の変更を除く。）

2 補助事業者は要綱第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等を行おうとするときは、要綱第5の規定により、定められた各種申請書を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更の申請があったときは、規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を審査し、適当と認められるときは、部長に協議するものとする。

ただし、要綱第3第1項第3号のうち完了期限の延長については、部長への協議は不要とし、局長が規則、要綱及び要領の規定に基づき内容を確認の上、適当と認められるときは、補助事業者に対し変更の承認を行い、その旨を部長に報告するものとする。

4 部長は、前項の規定による協議があったときは、該年度の予算措置状況に基づき補助金額を審査し、適当と認められるときは、同意及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し変更の承認及び必要に応じて補助金額の変更内示を行うものとする。

6 前項の規定による変更の内示に伴う補助金の交付申請は、要綱第4第1項の規定により補助金交付変更申請書を作成し、局長に提出するものとする。

7 要綱第3第1項第1号に規定する重要な変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）にあつては、軽微な変更の内容が確認できる書類を第15の規定による実績報告書に添付することで変更の承認があったものとみなす。

(入札差金)

第13 補助事業者は、事業に係る契約により入札差金が発生したときは、原則として入札差金に係る補助金相当額を返還しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する入札差金の額が確定したときは、当該入札金額に係る補助金相当額の補助金交付変更申請を行うものとし、この補助金交付変更申請は、要綱第4第1項の規定により補助金交付変更申請書を作成し、局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の規定による変更交付決定をしたときは、その旨を部長に報告するものとする。

(状況報告等)

第14 局長は、事業の途中において、その進捗を確認するため、補助事業者に対し現地の調査及び資料の提出を求めることができる。

2 局長は、その職員を指定して、前項に規定する進捗の確認をすることができる。

(実績報告)

第15 補助事業者は、事業が完了したときは、要綱第8第1項の規定により実績報告書に次に掲げる書類を添付して局長に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(様式第3号)
- (2) 完成写真及び設置写真
- (3) 補助事業の執行を証する書類
- (4) 出荷証明書又は納品書
- (5) 第4第1項第1号の事業を行った場合にあっては、木材使用量算出表(実績)
- (6) 第4第1項第1号の事業を行った場合にあっては、信州木材製品出荷証明書の写し
- (7) 第4第1項第2号の事業を行った場合にあっては、県産材を利用したことがわかる書類((参考様式)県産材使用証明書)
- (8) 軽微な変更の場合にあっては、軽微な変更の内容及び理由が確認できる書類
- (9) その他局長が特に必要と認める書類

2 補助事業者は、要綱第4第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合、前項の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、要綱第4第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額が上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに報告するとともに、当該金額を局長に返還しなければならない。

(調査)

第16 局長は、補助事業者から次に掲げる書類の提出があったときは、すみやかに調査を行うものとする。

- (1) 前項に規定する実績報告書
- (2) 補助金の概算払請求書

2 局長は、前項による調査を実施したときには、事業調査調書(様式5号)を作成するものとする。

(額の確定)

第17 局長は、第16の規定による調査を実施した結果、適当と認められるときは、補助事業者に対し、補助金額の確定をするものとする。

(補助金の交付請求)

第18 補助事業者は、補助金の交付請求を行うときは、要綱第9に規定する補助金交付(概算払)請求書によるものとする。

2 補助事業者は、第4第1項第1号の事業において、第10第2項の規定により交付決定を受けた補助金に関し、次に掲げる補助金額を上限として概算払を請求することができる。

- (1) 補助対象となる事業の出来高が60%未満の場合にあっては、交付決定額の50%以内の額
- (2) 出来高60%以上の場合にあっては、交付決定額の90%以内の額で補助対象となる施

設に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額

- 3 局長は、前項の規定による概算払請求があったときは、すみやかに第16の規定に基づく調査を行い、出来形を確認した上で補助金の概算払をするものとする。

(財産処分)

- 第19 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の財産は除く。以下同じ。）を、要綱第10第1項に規定する期間によらず、事業完了年度の翌年度から起算して5年間（以下「処分制限期間」という。）は、部長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 2 補助事業者は、事業により取得し、又は効用を増大した財産を処分制限期間内に更新しようとするとき及び補助の目的に反して譲渡、交換、貸付け、使用または担保に供しようとする（以下「財産処分」という。）ときは、要綱第10第2項の規定により定められた申請書を局長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときには、内容を調査し、部長に協議するものとする。
- 4 部長は、前項に規定する協議があったときは、内容を確認し、やむを得ないものと認められるときには、局長に同意するものとする。
- 5 局長は、前項の規定による同意があったときは、補助事業者に対し、財産処分の承認を行うものとする。

(事故報告)

- 第20 補助事業者は、処分制限期間内に天災その他の事故により、補助事業により取得した補助対象施設等の財産に事故があったときは、局長に届け出るものとする。
- 2 局長は、前項による届け出を受けたときには、現地を調査した上で、部長に報告するものとする。
- 3 部長は、前項の報告内容が天災その他の事故の事実と相違ないと判断できる場合には、補助金の返還を不要とする。

(表示)

- 第21 補助事業者は、事業により取得した施設及び調度品等の見やすい場所に長野県森林づくり県民税を活用していることを表示すること。

附 則

- 1 この要領は、令和3年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、令和4年度の事業から適用する。

別表（第5、6、11関係）

| | | | | |
|------------------------|--|------------|--------------------------------------|--|
| 事業の種類 | 【木質化】 | | 【木の調度品設置】 | |
| 事業内容 | 民間施設等の内装工事を伴う木質化を行うもの | | 民間施設等への木の調度品の設置を行うもの | |
| 補助対象経費 | 施設の木質化に係る経費のうち 木工事費 | | 施設への木の調度品の設置に係る経費 | |
| 補助対象施設 | タイプ | | 施設例 | |
| | オフィス | | 事務所、テレワークオフィス等の執務空間、会議室 | |
| | 店舗 | 延床面積200㎡未満 | 飲食店、コンビニ等の小さな店舗、美容院等 | |
| | | 延床面積200㎡以上 | 商業施設、スーパー、宿泊施設等 | |
| | 公共スペース | | 学校・図書・病院等の公共施設、市町村が整備する施設 | |
| ※延床面積とは、補助対象となる部分の延床面積 | | | | |
| 補助要件 | 木材使用量の80%以上に信州木材認証製品を使用すること。 | | 主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売されるものを設置すること。 | |
| 共通事項 | <p>(1) 補助対象施設は、以下の全ての条件を満たしていること。 ア 長野県内の施設であること。 イ 宗教的活動を目的とする施設または場所でないこと。</p> <p>(2) 施設の整備にあたり、他法令の制限等に十分留意すること。</p> <p>(3) 1建築物につき、一事業者による申請は1タイプとすること。</p> <p>(4) 他の補助事業を併用する場合、本事業による補助対象部分を明確に区分し申請すること。</p> <p>(5) 補助事業により整備した場所や、取得した製品には「長野県森林づくり県民税（長野県森林づくり県民税条例（平成19年長野県条例第58号）」を活用した事業であることを表示するとともに、事業の情報発信を行うこと。</p> <p>(6) 県産材のPRに向けた取組みを実施すること。</p> <p>(7) 事業の内容を県ホームページ等で公表できること。</p> <p>(8) 県の求めに応じて、県産材の普及啓発のための事例発表会への参加に協力すること。</p> <p>(9) 県産材の利用拡大にあわせて、地球温暖化の防止への普及啓発のため、長野県産材CO2固定量認証制度の申請をすること。</p> | | | |